

平成 28 年 3 月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(平成 28 年 3 月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 1 号	湖西市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 2 号	湖西市職員の退職管理に関する条例制定について
議案第 3 号	湖西市消費生活センターの組織及び運営事項等に関する条例制定について
議案第 4 号	湖西市行政不服審査法施行条例制定について
議案第 5 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第 6 号	湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 7 号	湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 8 号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 9 号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 10 号	湖西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議案第 11 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第 12 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 13 号	湖西市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第 14 号	湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 15 号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 16 号	湖西市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第 17 号	湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第 18 号	湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第 19 号	市道の路線の認定について
議案第 20 号	字の区域の変更について
議案第 21 号	平成 27 年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 22 号	平成 27 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 23 号	平成 27 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 24 号	平成 27 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 25 号	平成 27 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 26 号	平成 27 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 27 号	平成 27 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）

議案番号 件 名

議案第 28 号 平成 28 年度湖西市一般会計予算

議案第 29 号 平成 28 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 30 号 平成 28 年度湖西市介護保険事業特別会計予算

議案第 31 号 平成 28 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 32 号 平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計予算

議案第 33 号 平成 28 年度湖西市水道事業会計予算

議案第 34 号 平成 28 年度湖西市病院事業会計予算

日程第 1

会議録署名議員の指名

9 番 加 藤 弘 己

10 番 竹 内 祐 子

平成 28 年 2 月 19 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 3 月 18 日までの 29 日間とする。

平成 28 年 2 月 19 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

議案第 1 号

湖西市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例制定に係る専決処分の承認を求めることにつ いて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

専決第 8 号
湖西市条例第 40 号

湖西市税条例の一部を改正する条例の一部を改正す る条例

湖西市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年湖西市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として 1 号を加える改正規定中「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第 15 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

湖西市職員の退職管理に関する条例制定について

湖西市職員の退職管理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 8 項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者（同条第 1 項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第 8 項の国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第 8 項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第 1 項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

湖西市消費生活センターの組織及び運営事項等に関する条例制定について

湖西市消費生活センターの組織及び運営事項等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市消費生活センターの組織及び運営事項等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営に関する事項並びに消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第 2 条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなくてはならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- (1) 消費生活センターの名称及び住所
- (2) 法第 10 条の 3 第 2 項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間
(消費生活センター長及び事務職員の配置)

第 3 条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的知識及び技術を有すると市長が認める者を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の処遇の確保)

第5条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(事務職員及び消費生活相談員に対する研修機会の確保)

第6条 市長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員及び消費生活相談員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 4 号

湖西市行政不服審査法施行条例制定について

湖西市行政不服審査法施行条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(手数料の額)

第 3 条 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 258 条第 1 項及び公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 216 条第 1 項の規定において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表に定める額とする。

(手数料の徴収)

第 4 条 手数料は、法第 38 条第 1 項又は法第 9 条第 3 項（地方自治法第 258 条第 1 項及び公職選挙法第 216 条第 1 項の規定において準用する場合を含む。次条第 1 項において同じ。）の規定により読み替えて適用する法第 38 条第 1 項の規定による交付の求めの際又は当該求めに係る書類等の交付の際、これを徴収する。

(手数料の減免)

第 5 条 審理員（法第 9 条第 3 項に規定する場合にあっては、審査庁。次項において

同じ。)は、法第 38 条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(以下「審査請求人等」という。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め 1 件につき 2,000 円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第 38 条第 1 項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(送付による交付)

第 6 条 審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、法第 38 条第 1 項に規定する書面若しくは書類(以下「対象書面等」という。)の写し又は同項に規定する電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、規則で定める方法により納付しなければならない。

(審査会の設置)

第 7 条 法第 81 条第 1 項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、湖西市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第 8 条 審査会は、委員 3 人をもって組織する。

(審査会の委員)

第 9 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のために職務が執行できないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の会長)

第 10 条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の庶務)

第 11 条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(手数料の額等)

第 12 条 第 3 条から第 5 条までの規定は、法第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第 78 条第 4 項の手数料について準用する。この場合において、第 3 条中「第 38 条第 6 項」とあるのは「第 81 条第 3 項」と、「適用する」とあるのは「準用する」と、「同条第 4 項（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 258 条第 1 項及び公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 216 条第 1 項の規定において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第 78 条第 4 項」と、第 4 条中「第 38 条第 1 項又は法第 9 条第 3 項（地方自治法第 258 条第 1 項及び公職選挙法第 216 条第 1 項の規定において準用する場合を含む。次条第 1 項において同じ。）の規定により読み替えて適用する法第 38 条第 1 項」とあるのは、「第 81 条第 3 項の規定により準用する法第 78 条第 1 項」と、第 5 条第 1 項中「審理員（法第 9 条第 3 項に規定する場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）」とあるのは「審査会」と、「第 38 条第 1 項」とあるのは「第 81 条第 3 項の規定により準用する法第 78 条第 1 項」と、同条第 2 項中「第 38 条第 1 項」とあるのは「第 81 条第 3 項の規定により準用する法第 78 条第 1 項」と、「審理員」とあるのは「審査会」と、別表中「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と読み替えるものとする。

2 第 6 条の規定は、法第 81 条第 3 項の規定により準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付について準用する。この場合において、第 6 条中「第 38 条第 1 項」とあるのは「第 81 条第 3 項の規定により準用する法第 78 条第 1 項」と、「書面若しくは書類」とあるのは「主張書面若しくは資料」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と読み替えるものとする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 14 条 第 9 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条第 1 項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

別表（第 3 条、第 12 条関係）

交付の方法	手数料の額	
	1 対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	白黒
	カラー	用紙 1 枚につき 50 円
2 対象電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	白黒	用紙 1 枚につき 10 円
	カラー	用紙 1 枚につき 50 円

備考 両面に複写された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。

議案第 5 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(湖西市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 湖西市情報公開条例（平成 12 年湖西市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「第 18 条」を「第 18 条第 3 項」に改め、同条第 3 項中「第 17 条及び」を削る。

第 17 条及び第 18 条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 17 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(委員会への諮問)

第 18 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、

当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、湖西市情報公開・個人情報保護委員会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この章において同じ。）
 - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

（湖西市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 湖西市個人情報保護条例（平成17年湖西市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第28条第1項中「第44条」を「第44条第3項」に改める。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第43条及び第44条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 43 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(委員会への諮問)

第 44 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、湖西市情報公開・個人情報保護委員会に諮問をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第 1 項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人という。以下この節において同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

第 45 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第 2 号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(湖西市情報公開・個人情報保護委員会条例の一部改正)

第3条 湖西市情報公開・個人情報保護委員会条例（平成17年湖西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2条第2号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第8条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第9条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「写し」の次に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。））にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 委員会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第11条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第14条中「30,000円」を「50万円」に改める。

(湖西市行政手続条例の一部改正)

第4条 湖西市行政手続条例（平成9年湖西市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(湖西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第5条 湖西市固定資産評価審査委員会条例（昭和38年湖西市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第4節中第12条を第14条とする。

第11条第1項中「決定書」を「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第 11 条を第 13 条とする。

第 10 条第 1 項中「前 3 条」を「第 7 条から第 9 条まで」に改め、同条を第 12 条とし、第 9 条の次に次の 2 条を加える。

(手数料の額等)

第 10 条 法第 433 条第 11 項の規定において読み替えて準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料（次項び次条において「手数料」という。）の額は、別表に定める額とする。

2 手数料は、法第 433 条第 11 項の規定において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付の求めの際又は当該求めに係る書類等の交付の際、これを徴収する。

(手数料の減免)

第 11 条 委員会は、法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め 1 件につき 2,000 円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 10 条関係）

交付の方法	手数料の額	
	1 対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	白黒
	カラー	用紙 1 枚につき 50 円
2 対象電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	白黒	用紙 1 枚につき 10 円
	カラー	用紙 1 枚につき 50 円

備考

- 1 両面に複写された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。
- 2 この表において「対象書面等」とは、法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項に規定する書面又は書類をいい、「対象電磁的記録」とは、同項に規定する電磁的記録をいう。

（湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 6 条 湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年湖西市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（湖西市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 7 条 湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条の 3 第 2 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

(湖西市国民健康保険税条例の一部改正)

第 8 条 湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第 9 条 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和 31 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「異議の申立」を「審査請求」に改め、同条第 1 項中「賦課を受けた日から 60 日以内」を「賦課を知った日の翌日から起算して 3 か月以内」に、「異議を申立る」を「審査請求をする」に改め、同条第 2 項中「異議の申立を受けた」を「審査請求があつた」に、「同項に規定する期間満了後 30 日以内」を「当該審査請求があつた日から 3 か月以内」に、「決定しなければ」を「裁決してなければ」に改める。

(県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第 10 条 県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和 40 年湖西市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「異議の申立」を「審査請求」に改め、同条第 1 項中「60 日以内」を「3 か月以内」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第 2 項中「異議の申立を受けた」を「審査請求があつた」に、「同項に規定する期間満了後 30 日以内」を「当該審査請求があつた日から 3 か月以内」に、「決定しなければ」を「裁決してなければ」に改める。

(湖西市農林水産事業費分担金徴収条例の一部改正)

第 11 条 湖西市農林水産事業費分担金徴収条例（昭和 50 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「異議の申立」を「審査請求」に改め、同条第 1 項中「賦課を受けた日から 7 日以内」を「賦課を知った日の翌日から起算して 3 か月以内」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第 2 項中「異議の申立を受けた」を「審査請求があつた」に、「同項に規定する期間満了後 7 日以内」を「当該審査請求があつた日から 3 か月以内」に、「決定しなければ」を「裁決してなければ」に改める。

(湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 12 条 湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立」を「審査請求」に改める。

(湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 13 条 湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 4 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

3 第 5 条の規定による改正後の湖西市固定資産評価審査委員会条例第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 10 条、第 11 条並びに第 13 条第 1 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成 27 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成 28 年 4 月 1 日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

4 第 6 条の規定による改正後の湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 3 条第 2 号の規定は、同条例第 2 条の規定による平成 28 年度分以降の業務の状況の報告について適用し、平成 27 年度分における業務の状況の報告については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 6 号

湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例制定について

湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年湖西市条例第 5 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例

湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 の一部を改正する条例制定について

湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年湖西市条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 の一部を改正する条例

湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年湖西市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 9 号とし、同条第 6 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第 5 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 147.5」を「100 分の 150」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 9 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 212.5」を「100 分の 222.5」に改める。

第 2 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 197.5」を「100 分の 202.5」に、「100 分の 222.5」を「100 分の 217.5」に改める。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 10 号

湖西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例

（湖西市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」を「100 分の 85」に改め、同項第 2 号中「100 分の 35」を「100 分の 40」に改める。

附則第 6 項中「100 分の 1.125」を「100 分の 1.275」に、「100 分の 75」を「100 分の 85」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800

31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	444,100	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	444,400	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	444,700	

65	226, 100	280, 300	327, 000	365, 700	382, 100	403, 800	445, 000	
66	227, 000	281, 200	327, 400	366, 400	382, 700	404, 100	445, 400	
67	227, 900	281, 900	328, 100	367, 100	383, 300	404, 400	445, 700	
68	229, 000	282, 800	328, 900	367, 800	383, 900	404, 700	446, 000	
69	229, 800	283, 800	329, 700	368, 100	384, 300	404, 900	446, 300	
70	230, 500	284, 600	330, 400	368, 700	384, 800	405, 200	446, 700	
71	231, 200	285, 400	331, 100	369, 400	385, 300	405, 500	447, 000	
72	232, 000	286, 200	331, 800	370, 000	385, 900	405, 800	447, 300	
73	232, 800	287, 000	332, 300	370, 300	386, 200	406, 000	447, 600	
74	233, 500	287, 500	332, 900	370, 900	386, 600	406, 300	448, 000	
75	234, 200	287, 900	333, 400	371, 600	387, 000	406, 600	448, 300	
76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800	448, 600	
77	235, 600	288, 500	334, 300	372, 600	387, 700	407, 000	448, 900	
78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388, 000	407, 300	449, 300	
79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600	449, 600	
80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800	449, 900	
81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000	450, 200	
82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300		
83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600		
84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800		
85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000		
86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100			
87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400			
88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600			
89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800			
90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100			
91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400			
92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600			
93	246, 100	293, 400	341, 000	379, 800	391, 800			
94		293, 600	341, 400		392, 100			
95		294, 000	341, 900		392, 400			
96		294, 400	342, 300		392, 600			
97		294, 600	342, 400		392, 800			
98		294, 900	342, 900		393, 100			

99		295,300	343,300		393,400				
100		295,700	343,600		393,600				
101		295,900	343,900		393,800				
102		296,200	344,300						
103		296,600	344,700						
104		296,900	345,100						
105		297,100	345,600						
106		297,400	346,000						
107		297,800	346,400						
108		298,100	346,800						
109		298,300	347,300						
110		298,700	347,700						
111		299,100	348,000						
112		299,400	348,300						
113		299,500	348,800						
114		299,800							
115		300,100							
116		300,500							
117		300,700							
118		300,900							
119		301,200							
120		301,500							
121		301,900							
122		302,100							
123		302,400							
124		302,700							
125		303,000							
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条の2に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900

32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100

66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400	
94	280,400	313,800	347,200	365,200		
95	281,300	314,500	347,900	365,600		
96	282,300	315,100	348,500	365,900		
97	283,200	315,800	348,900	366,500		
98	284,000	316,100	349,300	367,000		
99	284,600	316,700	349,800	367,500		

100	285,500	317,400	350,200	368,000		
101	286,300	317,800	350,700	368,600		
102	287,100	318,400	351,100	369,100		
103	287,900	319,000	351,600	369,600		
104	288,700	319,600	352,000	370,000		
105	289,400	320,000	352,300	370,600		
106	289,900	320,500	352,800	371,100		
107	290,400	321,000	353,200	371,600		
108	290,900	321,500	353,500	372,100		
109	291,100	321,900	354,000	372,700		
110	291,400	322,300	354,500	373,100		
111	291,600	322,600	355,000	373,600		
112	292,000	322,900	355,500	374,100		
113	292,300	323,300	356,000	374,700		
114	292,500	323,700	356,500			
115	292,900	324,100	357,000			
116	293,200	324,400	357,400			
117	293,500	324,600	357,800			
118	293,800	324,900	358,200			
119	294,100	325,300	358,700			
120	294,500	325,500	359,200			
121	294,800	325,700	359,600			
122	295,200	326,000	360,100			
123	295,500	326,300	360,600			
124	295,900	326,600	361,100			
125	296,100	326,800	361,400			
126	296,300	327,100				
127	296,600	327,500				
128	297,000	327,700				
129	297,200	327,800				
130	297,500	328,100				
131	297,900	328,500				
132	298,300	328,700				
133	298,500	329,000				

134	298, 800	329, 400				
135	299, 200	329, 800				
136	299, 500	330, 200				
137	299, 700	330, 500				
138	300, 000	330, 900				
139	300, 400	331, 300				
140	300, 700	331, 700				
141	300, 900	332, 000				
142	301, 300	332, 400				
143	301, 700	332, 700				
144	302, 000	333, 100				
145	302, 100	333, 400				
146	302, 400	333, 800				
147	302, 700	334, 200				
148	303, 100	334, 600				
149	303, 300	334, 900				
150	303, 500	335, 300				
151	303, 800	335, 700				
152	304, 100	336, 100				
153	304, 500	336, 400				
154	304, 700					
155	304, 900					
156	305, 200					
157	305, 500					
158	305, 800					
159	306, 100					
160	306, 400					
161	306, 800					
162	307, 100					
163	307, 400					
164	307, 700					
165	308, 100					
166	308, 400					
167	308, 700					

	168	309,000					
	169	309,400					
再任用 職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、訪問看護ステーションに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 湖西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項中「基礎となるべき標準的な職務内容は規則で定める」を「基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第3）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第6項中「100分の1.275」を「100分の1.2」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第3条関係）

等級別基準職務表

行政職給料表(1)

等級	基準となる職務
1級	1 主事の職務
	2 技師の職務
	3 保健師の職務
	4 栄養士の職務
	5 保育士の職務
	6 教諭の職務
2級	1 副主任の職務

	<ul style="list-style-type: none"> 2 高度な知識又は経験を有する保健師の職務 3 高度な知識又は経験を有する栄養士の職務 4 高度な知識又は経験を有する保育士の職務 5 高度な知識又は経験を有する教諭の職務
3 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 主任の職務 2 主任保健師の職務 3 主任栄養士の職務 4 主任保育士の職務 5 主任教諭の職務
4 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 主査の職務 2 高度な知識又は経験を有する主任保育士の職務 3 高度な知識又は経験を有する主任教諭の職務
5 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 係長の職務 2 主任主査の職務 3 教頭の職務 4 園長の職務
6 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 次長の職務 2 課長代理の職務 3 所長代理の職務 4 館長代理の職務 5 次長代理の職務 6 主幹の職務 7 園長（市長が指定した職に限る。）の職務 8 指令室長の職務 9 副署長の職務 10 分署長の職務 11 当直司令の職務
7 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 課長の職務 2 所長の職務 3 館長の職務 4 局長の職務 5 室長の職務 6 次長（市長が指定した職に限る。）の職務 7 参事の職務

	8 課長代理（市長が指定した職に限る。）の職務 9 各園を統括する園長の職務 10 消防次長の職務 11 消防署長の職務
8 級	1 会計管理者の職務 2 部長の職務 3 所長（市長が指定した職に限る。）の職務 4 局長（市長が指定した職に限る。）の職務 5 理事の職務 6 危機管理監の職務 7 教育次長の職務 8 消防長の職務

医療職給料表(3)

等級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 保健師の職務 2 看護師の職務 3 経験を有する准看護師の職務
3 級	1 困難な業務を行う保健師の職務 2 困難な業務を行う看護師の職務 3 困難な業務を行う准看護師の職務 4 訪問看護ステーション管理者の職務
4 級	1 主任保健師の職務 2 主任看護師の職務 3 相当困難な業務を行う看護師の職務 4 相当困難な業務を行う准看護師の職務 5 困難な業務を行う訪問看護ステーション管理者の職務
5 級	1 保健師長の職務 2 看護師長の職務 3 相当困難な業務を行う訪問看護ステーション管理者の職務
6 級	高度な知識又は経験を有する訪問看護ステーション管理者の職務

(湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年湖西市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第7項(見出しを含む。)中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(湖西市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第21条第2項及び附則第6項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は平成27年4月1日から、第1条の規定(給与条例第21条第2項及び附則第6項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は平成27年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 11 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「510,000 円」を「520,000 円」に改め、同条第 3 項ただし書中「160,000 円」を「170,000 円」に改め、同条第 4 項ただし書中「140,000 円」を「160,000 円」に改める。

第 27 条中「510,000 円」を「520,000 円」に、「160,000 円」を「170,000 円」に、「140,000 円」を「160,000 円」に改める。

第 30 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

附 則

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 12 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例(昭和 42 年湖西市条例第 22 号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例(昭和 42 年湖西市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）」を「、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく認定申請の部から都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請の部までを次のように改める。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく認定申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評	一戸建ての住宅		1 戸につき 15,000 円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定により申し出る場合は、
		一戸建ての住宅以外	1 棟当たりの戸数が 5 戸以下のもの	1 戸につき 5,000 円	

<p>価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）</p>		<p>1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの</p>	<p>1戸につき 4,000円</p>	<p>建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。</p>
<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）</p>	<p>一戸建ての住宅</p>	<p>1棟当たりの戸数が5戸以下のもの</p>	<p>1戸につき 22,000円</p>	<p>額の手数料を併せて納付するものとする。</p>
<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）</p>	<p>一戸建ての住宅</p>	<p>1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの</p>	<p>1戸につき 19,000円</p>	<p>額の手数料を併せて納付するものとする。</p>

	その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		1戸につき 52,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	1戸につき 24,000円	
			1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	1戸につき 19,000円	
	その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		1戸につき 76,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	1戸につき 35,000円	
			1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	1戸につき 28,000円	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく変更認定申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合	一戸建ての住宅		1戸につき 12,000円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	1戸につき 4,000円	
			1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	1戸につき 3,000円	

することを証する書面を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）				建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		1戸につき 17,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	1戸につき 6,000円	
		1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	1戸につき 5,000円	
住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		1戸につき 14,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	1戸につき 8,000円	
		1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	1戸につき 6,000円	
その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		1戸につき 31,000円	
	一戸建	1棟当た	1戸につき	

		ての住宅以外の住宅	りの戸数が5戸以下のもの	13,000円	
			1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	1戸につき11,000円	
	その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		1戸につき44,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	1戸につき20,000円	
			1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	1戸につき16,000円	
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく認定申請	静岡県知事が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）		1戸につき5,000円	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用途に供す	申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）が1戸のもの	1件につき5,000円	
			申請戸数が2戸以	1件につき10,000円	

		る部分 (共用 廊下、 共用階 段その 他の市 長が共 用部分 と認め るもの (以下 「共用 部分」 という 。)を 除く。)をい う。以 下同じ 。)	上5戸以 下のもの		の通知の項金 額の欄に掲げ る額の手数料 を併せて納付 するものとし る。
		申請戸数 が6戸以 上10戸以 下のもの	1件につき 17,000円		
		申請戸数 が11戸以 上のもの	1件につき 29,000円		
		一戸建ての住宅以 外の住宅の共用部 分	1件につき 10,000円		
		一戸建 ての住 宅以外 の住宅 の住戸 部分及 び共用 部分以 外の部 分	床面積の 合計が30 0平方メ ートル以 内のもの	1件につき 10,000円	
	床面積の 合計が30 0平方メ ートルを 超えるも の	1件につき 29,000円			
	その他	床面積の	1件につき		

	の建築物	合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき29,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		1戸につき37,000円
	一戸建ての住宅以外	申請戸数が1戸のもの	1件につき37,000円
	の住宅の住戸部分	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき75,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき106,000円
		申請戸数が11戸以上のもの	1件につき150,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき120,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1

		部分及び共用部分以外の部分	項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち静岡県知事が定めるもの（以下「静岡県知事が定める基準」という。）による審査にあつては265,000円、その他の基準による審査にあつては93,000円	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき静岡県知事が定める基準による審査にあつては422,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円
		その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以	1件につき静岡県知事が定める基準による審

			内のもの	査にあっては265,000円、その他の基準による審査にあっては93,000円	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき静岡県知事が定める基準による審査にあっては422,000円、その他の基準による審査にあっては156,000円	
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく変更認定申請	静岡県知事が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅		1戸につき3,000円	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定により準用する同法第54条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき3,000円	
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき6,000円	
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき10,000円	
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき17,000円	

	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき 6,000円	基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 6,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき 17,000円	
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 6,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき 17,000円	
その他の場合	一戸建ての住宅		1戸につき 19,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき 19,000円	
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき 38,000円	

	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき 55,000円
	申請戸数が11戸以上のもの	1件につき 78,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1件につき 61,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 静岡県知事が定める基準による審査にあつては133,000円、その他の基準による審査にあつては47,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき 静岡県知事が定める基準による審査にあつては214,000円、その他の基準による審査にあつては81,000円
その他の建築	床面積の合計が30	1件につき 静岡県知事

		物	0平方メートル以内のもの	が定める基準による審査にあっては133,000円、その他の基準による審査にあっては47,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超えるもの	1件につき静岡県知事が定める基準による審査にあっては214,000円、その他の基準による審査にあっては81,000円

別表第3に次のように加える。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく認定申請	静岡県知事が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅		1戸につき5,000円	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第1
		一戸建ての住宅以外 の住宅の住戸部分	申請に係る戸数が1戸のもの	1件につき5,000円	
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき10,000円	
			申請戸数が6戸以上10戸以下	1件につき17,000円	

	のもの		8条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
	申請戸数が11戸以上のもの	1件につき 29,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1件につき 10,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸のもの	1件につき 10,000円	
	部分及び共用部分以外の部分	1件につき 29,000円	
	その他の建築物	1件につき 10,000円	
		1件につき 29,000円	
その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき 37,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸	申請戸数が1戸のもの 37,000円	
		申請戸数が2戸以上 75,000円	

	部分	5戸以下のもの	
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき 106,000円
		申請戸数が11戸以上のもの	1件につき 150,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき 120,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第8条第1号イ（1）及びロ（1）に規定する基準による審査にあつては265,000円、省令第8条第1号イ（2）及びロ（2）に規定する基準による審査にあ

			つては93,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては422,000円、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては156,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては265,000円、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては93,000円
		床面積の合計が300平方メートル	1件につき省令第8条第1号イ(1)及

			トルを超えるもの	びロ(1)に規定する基準による審査にあつては422,000円、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては156,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく変更認定申請	静岡県知事が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅		1戸につき3,000円	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定により準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき3,000円	
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき6,000円	
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき10,000円	
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき17,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき6,000円	
		一戸建ての住宅以外	床面積の合計が300平方メー	1件につき6,000円	

	の住宅 の住戸	トル以内 のもの		納付するもの とする。
	部分及 び共用 部分以 外の部 分	床面積の 合計が300 平方メー トルを超 えるもの	1件につき 17,000円	
	その他 の建築 物	床面積の 合計が300 平方メー トル以内 のもの	1件につき 6,000円	
		床面積の 合計が300 平方メー トルを超 えるもの	1件につき 17,000円	
その他の場合	一戸建ての住宅		1戸につき 19,000円	
	一戸建 ての住 宅以外	申請戸数 が1戸のも の	1件につき 19,000円	
	の住宅 の住戸 部分	申請戸数 が2戸以上 5戸以下の もの	1件につき 38,000円	
		申請戸数 が6戸以上 10戸以下 のもの	1件につき 55,000円	
		申請戸数 が11戸以 上のもの	1件につき 78,000円	
	一戸建ての住宅以		1件につき	

外の住宅の共用部分		61,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては133,000円、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては47,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては214,000円、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては81,000円
	その他の建築物	1件につき 省令第8条第1号イ(1)及

			トル以内のもの	びロ(1)に規定する基準による審査にあつては133,000円、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては47,000円	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては214,000円、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては81,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく認定申請	静岡県知事が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項に規定する基準に適合することを証する書面	一戸建ての住宅		1戸につき5,000円	
		一戸建ての住宅以外	申請戸数が1戸のもの	1件につき5,000円	
		の住宅の住戸部分	申請戸数が2戸以上5戸以下の	1件につき10,000円	

を添付する場合	もの	
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき 17,000円
	申請戸数が11戸以上のもの	1件につき 29,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1件につき 10,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸の部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき 10,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき 29,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき 10,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1件につき 29,000円
その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき 省令第1条第1項第2号イ

		(1) 及びロ (1)に規定する基準による審査にあつては37,000円、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては18,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては37,000円、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては18,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準によ

			る審査にあ っては75,00 0円、省令第 1条第1項第 2号イ(2)及び ロ(2)に規定 する基準に よる審査に あっては35, 000円
		申請戸数 が6戸以上 10戸以下 のもの	1件につき 省令第1条第 1項第2号イ (1)及びロ (1)に規定す る基準によ る審査にあ っては106,0 00円、省令第 1条第1項第 2号イ(2)及び ロ(2)に規定 する基準に よる審査に あっては51, 000円
		申請戸数 が11戸以 上のもの	1件につき 省令第1条第 1項第2号イ (1)及びロ (1)に規定す る基準によ る審査にあ っては150,0 00円、省令第

		1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては75,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1件につき120,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	1件につき省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては265,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては93,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては422,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に

		よる審査にあつては156,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては265,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては93,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては422,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては156,000円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 13 号

湖西市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する 条例制定について

湖西市立幼稚園保育料等徴収条例（平成 27 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する 条例

湖西市立幼稚園保育料等徴収条例（平成 27 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「一時預かり保育料」を「開園日（教育課程に係る教育を実施する日をいう。）における一時預かり保育料」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 学年始、夏季、冬季及び学年末における休園日（教育課程に係る教育を実施しない日をいう。）（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、土曜日、日曜日並びに 8 月 13 日から 8 月 15 日まで及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く。）における一時預かり保育料の額は、1 日につき 1,000 円とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 3 項、第 33 条第 3 項、第 46 条第 3 項及び第 49 条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表第 2 の項及び 3 の表第 2 の項中「世帯」の次に「（所得割非課税世帯を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 16 号

湖西市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について

湖西市営住宅設置条例（昭和 40 年湖西市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市営住宅設置条例の一部を改正する条例

湖西市営住宅設置条例（昭和 40 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

住吉西南住宅	湖西市新居町新居2655番地の1	昭和44年度	準耐2階建	41.1	12
		昭和44年度	準耐2階建	37.6	8
住吉西北住宅	湖西市新居町新居2663番地	昭和45年度	中耐4階建	40.2	24
松山住宅	湖西市新居町浜名1675番地 湖西市新居町浜名1674番地	昭和46年度	中耐4階建	40.7	24
		昭和47年度	中耐4階建	39.6	24
		昭和48年度	中耐4階建	44.5	24

」

を

「

松山住宅	湖西市新居町浜名1675番地 湖西市新居町浜名1674番地	昭和46年度	中耐4階建	40.7	24
		昭和47年度	中耐4階建	39.6	24
		昭和48年度	中耐4階建	44.5	24

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

湖西市介護保険条例（平成 12 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市介護保険条例の一部を改正する条例

湖西市介護保険条例（平成 12 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき条例で定める期間は、3 年とする。

第 3 条第 1 項第 1 号中「介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附則第 14 条第 2 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年 4 月 1 日」を「平成 28 年 4 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年 4 月 1 日」を「平成 28 年 4 月 1 日」に改め、同条第 4 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年 4 月 1 日」を「平成 28 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 14 条第 2 項から第 4 項までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた湖西市介護認定審査会の委員の任命に係る当該委員の任期については、なお従前の例による。

議案第 18 号

湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

湖西市火災予防条例(平成 22 年湖西市条例第 36 号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

湖西市火災予防条例の一部を改正する条例

湖西市火災予防条例(平成 22 年湖西市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条、第 27 条関係)

種類			離隔距離 (センチメートル)					
			入力	上 方	側 方	前 方	後 方	備考
炉	開放炉	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300度未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉	使用温度が800度以上	—	250	200	300	200	

			外	上のもの						
				使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50	
ふ	気	不	半	浴室	外がまでバーナー	21キロワット以下（ふ	—	15	15	15
ろ	体	燃	密	設置	取り出し口のないもの	ろ用以外のバーナーをもつものにあつては42キロワット以下)	—	注		
が	燃	以	閉		内がま	21キロワット以下（ふ	—	—	60	—
ま	料	外	式			ろ用以外のバーナーをもつものにあつては42キロワット以下)	—			
				浴室	外がまでバーナー	21キロワット以下（ふ	—	15	15	15
				設置	取り出し口のないもの	ろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—			
					外がまでバーナー	21キロワット以下（ふ	—	15	60	15
					取り出し口のあるもの	ろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—			
					内がま	21キロワット以下（ふ	—	15	60	—
						ろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であ	—			

注：浴槽との離隔距離は0センチメートルとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2センチメートルとする。

				って、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)				
		密閉式		21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	2 注	2	2
		屋外用		21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室内外がまでバーナー	取り出し口のないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42キロワット以下)	—	4.5 注	—	4.5
		内がま						
		浴室外設置	内外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット	—	4.5	—	4.5

			ト以下)				
		外がまでバーナー 取り出し口のある もの	21キロワット以下 (ふ ろ用以外のバーナー をもつものにあつて は当該バーナーが70 キロワット以下であ つて、かつ、ふろ用バ ーナーが21キロワッ ト以下)	—	4.5	—	4.5
		内がま	21キロワット以下 (ふ ろ用以外のバーナー をもつものにあつて は当該バーナーが70 キロワット以下であ つて、かつ、ふろ用バ ーナーが21キロワッ ト以下)	—	—	—	—
		密閉式	21キロワット以下 (ふ ろ用以外のバーナー をもつものにあつて は当該バーナーが70 キロワット以下であ つて、かつ、ふろ用バ ーナーが21キロワッ ト以下)	—	2 注	—	2
		屋外用	21キロワット以下 (ふ ろ用以外のバーナー をもつものにあつて は当該バーナーが70 キロワット以下であ つて、かつ、ふろ用バ ーナーが21キロワッ ト以下)	30	4.5	—	4.5
		液不燃以外	39キロワット以下	60	15	15	15

	体不燃				39キロワット以下	50	5	—	5			
	燃											
	料											
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15			
温風暖房機	気	不燃	半密閉式	バーナ強制対流型	19キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	注1:風道を使用するものにあつては15センチメートルとする。 注2:ダクト接続型以外の場合にあつては100センチメートルとする。		
	体	燃	密閉式									
	燃	以外	開放式									
	料	・	・									
	機	不燃	閉式									
		液	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	15		150	15
		燃	以外			26キロワットを超え70キロワット以下	100	15	100		15	
		料				温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	150		150	150
						強制排気型	26キロワット以下	60	10		100	10
				密閉式	強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100		10	
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70キロワット以下	80	5	—	5			
					温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	80	150	—	150		
					強制排気型	26キロワット以下	50	5	—	5		
			密閉式	強制給排気型	26キロワット以下	50	5	—	5			
	上記に分類されないもの				—	100	60	60	60			
								注2				
厨房設備	気	不燃	開放式		組込型こ	14キロワット以下	100	15	15	15	注:機器本体上方の側方又は	
	燃	以外			んろ・グリル付こ			注		注		
	料				んろ・グ							

ラ 燃 以 一 料 外				フードを付ける場 合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5			
				半密閉式	12キロワットを超え 42キロワット以下	—	15	15	15			
					12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5			
				密閉式	42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
					屋外用 フードを付けない 場合	42キロワット以下	60	15	15		15	
				フードを付ける場 合		42キロワット以下	15	15	15		15	
				不 燃	開放式	フードを付けない 場合	7キロワット以下	30	4.5		—	4.5
						フードを付ける場 合	7キロワット以下	10	4.5		—	4.5
					半密閉式		42キロワット以下	—	4.5		—	4.5
					密閉式		42キロワット以下	4.5	4.5		—	4.5
					屋外用	フードを付けない 場合	42キロワット以下	30	4.5		—	4.5
						フードを付ける場 合	42キロワット以下	10	4.5		—	4.5
				液 体 燃 料	不燃以外	12キロワットを超え 70キロワット以下	60	15	15		15	
						12キロワット以下	40	4.5	15		4.5	
不燃	12キロワットを超え 70キロワット以下	50	5			—	5					
	12キロワット以下	20	1.5		—	1.5						
	上記に分類されないもの		23キロワットを超え る		120	45	150	45				
		23キロワット以下	120		30	100	30					
ス ト 一 ブ	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式 半 密	バーナ 壁掛け型、つり下げ 型	7キロワット以下	30	60	100	4.5	注：熱対 流方向 が一方 向に集 中する		
				バーナ 自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5	4.5		注	

				上記に分類されないもの	内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50	
					内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30	
簡易湯沸設備	気体燃料外	不開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5		
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付ける場合	12キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式		12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5		
			密閉式	常圧貯蔵型		12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0	
					壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			屋外用		フードを付けない場合	12キロワット以下	60	15	15	15	
					フードを付ける場合	12キロワット以下	15	15	15	15	
			不開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
					瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5
						フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5
				半密閉式		12キロワット以下	—	4.5	—	4.5	
				密閉式	常圧貯蔵型		12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
瞬間型	調理台型	12キロワット以下			—	0	—	0			

		式	壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5		
		屋外用	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外		12キロワット以下	40	4.5	15	4.5		
		不燃		12キロワット以下	20	1.5	—	1.5		
給湯設備	気体燃料	半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15	
			瞬間型		12キロワットを超え70キロワット以下	—	15	15	15	
		密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0	
		壁掛け型、据置型		12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	15	15	15	15	
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	15	15	15	15	
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	—	4.5	—	4.5
				瞬間型		12キロワットを超え70キロワット以下	—	4.5	—	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5

			式	瞬間型	調理台型	12キロワットを超え 70キロワット以下	—	0	—	0	
					壁掛け型、据 置型	12キロワットを超え 70キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5	
			屋 外 用	常圧貯蔵型	フードを付け ない場合	12キロワットを超え 42キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付け る場合	12キロワットを超え 42キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
				瞬間型	フードを付け ない場合	12キロワットを超え 70キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付け る場合	12キロワットを超え 70キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
			液 体 燃 料	不燃以外		12キロワットを超え 70キロワット以下	60	15	15	15	
				不燃		12キロワットを超え 70キロワット以下	50	5	—	5	
				上記に分類されないもの		—	60	15	60	15	
移 動 式 ス ト ー ブ	気 体 燃 料	不 開 放 式	バー ナー が露 出	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5		注1：熱対 流方向 が一 方に 集 中 す る 場 合 に あ つ て は 60 セ ン チ メ ー ト ル と す る。 注2：方向 性を有 するも のにあ つては 100セン
				全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100		
			バー ナー が隠 ぺい	自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	注1	
				強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5		
		不 開 放 式	バー ナー が露 出	前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5		
				全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80		
			バー ナー が隠 ぺい	自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5	4.5	注1	
				強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5		
	液 体 燃 料	不 開 放 式		放射型	7キロワット以下	100	50	100	20		
				自然対流型	7キロワットを超え12 キロワット以下	150	100	100	100		
					7キロワット以下	100	50	50	50		
				強 温風を前方向	12キロワット以下	100	15	100	15		

				制に吹き出すもの						チメー トルと する。		
				流温風を全周方 型向に吹き出す もの	7キロワットを超え12 キロワット以下	100	150	150	150			
					7キロワット以下	100	100	100	100			
	不燃	開放式		放射型	7キロワット以下	80	30	—	5			
				自然対流型	7キロワットを超え12 キロワット以下	120	100	—	100			
					7キロワット以下	80	30	—	30			
			強	制に吹き出すもの	温風を前方向 に吹き出すもの	12	80	5	—		5	
			流	型向に吹き出す もの	温風を全周方 向に吹き出す もの	7キロワットを超え12 キロワット以下	80	150	—		150	
					7キロワット以下	80	100	—	100			
				固体燃料	—	100	50 注2	50 注2	50 注2			
調	気	不燃	開	バーナーが露	卓上型こん	5.8	100	15	15	15	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。	
理	体	燃	放	出	ろ（1口）	以下						
用	燃	以			卓上型こん	14	100	15 注	15	15 注		
器	料	外			ろ（2口以上） ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ	以下						
具				バーナ	加熱部	卓上型グリ	7	100	15	15		15
				ーが隠	が開放	ル						
				ペい	加熱部	卓上型オー	7	50	4.5	4.5	4.5	
				ーが隠	ペ	ブン・グリ						
				い	ル（フード を付けない 場合）							
					卓上型オー	7	15	4.5	4.5	4.5		
					ブン・グリ	以下						

				ル (フードを付ける場合)						
				炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7キロワット以下	30	10	10	10	
				圧力調理器 (内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10	
不燃式	開放	バーナーが露出		卓上型こんろ (1口)	5.8キロワット以下	80	0	—	0	
				卓上型こんろ (2口以上) ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0	
	バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	加熱部が隠ぺい		卓上型グリル	7キロワット以下	80	0	—	0
					卓上型オーブン・グリル (フードを付けない場合)	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5
					卓上型オーブン・グリル (フードを付ける場合)	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5
					炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7キロワット以下	15	4.5	—	4.5

					圧力調理器 (内容積10 リットル以 下)	—	15	4.5	—	4.5				
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外			6キロワット以下	100	15	15	15					
		不燃			6キロワット以下	80	0	—	0					
		固体燃料			—	100	30	30	30					
電気 温風 機	電気	不燃以外			2キロワット以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注					注：温風の吹き出し方向にあっては60センチメートルとする。
		不燃			2キロワット以下	0 注	0 注	— 注	0 注					
電気 調理 用 機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分又全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下(1	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合にお				
					ロ当たり2キロワット	—	20	—	20					
					を超え3キロワット以下)	—	注1	—	注1					
					は一部が電磁	—	10	—	10					
					誘導加熱式調理器でないもの	注2	注2	注2	注2					
					4.8キロワット以下(1	100	2	2	2					
ロ当たり1キロワット	—	15	—	15										
以下)	注1	注1	注1	注1										
					—	10	—	10						
					4.8キロワット以下(1	100	2	2	2					
					ロ当たり1キロワット	—	10	—	10					
					以下)	注1	注1	注1	注1					

						注2		注2	ける発熱体の外周からの距離)を示す。 注2:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下(100口当たり3.3キロワット以下)	100	2	2	2		
				—	10	—	10		
					注2		注2		
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下(180口当たり3キロワット以下)	180	0	—	0		
				—	0	—	0		
					注1		注1		
					注2		注2		
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下(180口当たり3.3キロワット以下)	180	0	—	0		
				—	0	—	0		
					注2		注2		
電気	不燃以外		2キロワット以下	10	4.5	4.5	4.5	注:排気口面にあっては10センチメートルとする。	
天火	不燃		2キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
電子レ	不燃以外	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5	4.5	4.5		
	不燃	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5	—	4.5		

ン		するもの		注	注				
電 気 ス ト ー ブ	電 気	不燃以外	前方放射型（壁	2キロワット以下	100	30	100	4.5	
			取付式及び天						
			井取付式のも						
			のを除く。）						
			全周放射型（壁	2キロワット以下	100	100	100	100	
			取付式及び天						
			井取付式のも						
			のを除く。）						
			自然対流型（壁	2キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	
		取付式及び天							
		井取付式のも							
		のを除く。）							
	不燃	前方放射型（壁	2キロワット以下	80	15	—	4.5		
		取付式及び天							
		井取付式のも							
		のを除く。）							
		全周放射型（壁	2キロワット以下	80	80	—	80		
		取付式及び天							
		井取付式のも							
		のを除く。）							
		自然対流型（壁	2キロワット以下	80	0	—	0		
		取付式及び天							
		井取付式のも							
		のを除く。）							
電 気 乾 燥 器	電	不燃以外	食器乾燥器	1キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	気	不燃	食器乾燥器	1キロワット以下	0	0	—	0	
電 気 乾	電	不燃以外	衣類乾燥機、食	3キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1: 前面 に排気 口を有
	気	器乾燥機、食器							
		洗い乾燥機							

乾燥機	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	する機器にあつては0センチメートルとする。 注2:排気口面にあつては4.5センチメートルとする。
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	0	0	—	0	

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 19 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
南上ノ原 70 号線	湖西市南台二丁目	湖西市南台二丁目	
南上ノ原 71 号線	湖西市南台三丁目	湖西市南台三丁目	
南上ノ原 72 号線	湖西市南台三丁目	湖西市南台三丁目	
南上ノ原 73 号線	湖西市南台三丁目	湖西市南台三丁目	

議案第 20 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、告示の日から、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

大字岡崎字大森に編入する区域

大字新所・岡崎・梅田入会地字新古 20 番 2 の 4、20 番 2 の 5、20 番 12、20 番 14 から 20 番 17 まで、20 番 19 から 20 番 22 まで、20 番 32、20 番 36、大字岡崎字新古 538 番 1、539 番 1、540 番 1、541 番 1、541 番 3、541 番 3、541 番 6、541 番 7、541 番 8、542 番 2、大字岡崎字小俣 255 番、256 番、257 番

議案第 21 号

平成 27 年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 27 年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 680,667 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,678,498 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

- 第 4 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表 繰越明許費」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	2,328,901	80,990	2,409,891
	1 国庫負担金	1,664,854	27,006	1,691,860
	2 国庫補助金	653,806	53,984	707,790
15	県支出金	1,052,715	12,211	1,064,926
	1 県負担金	666,131	16,454	682,585
	2 県補助金	248,850	△4,243	244,607
16	財産収入	39,556	20,702	60,258
	1 財産運用収入	14,014	1,570	15,584
	2 財産売払収入	25,542	19,132	44,674
17	寄附金	265,786	354,044	619,830
	1 寄附金	265,786	354,044	619,830
18	繰入金	583,758	△207,840	375,918
	1 基金繰入金	570,031	△207,840	362,191
19	繰越金	576,231	32,023	608,254
	1 繰越金	576,231	32,023	608,254
20	諸収入	444,443	△2,763	441,680
	6 雑入	215,457	△2,763	212,694
21	市債	1,077,000	391,300	1,468,300
	1 市債	1,077,000	391,300	1,468,300
	歳 入 合 計	20,997,831	680,667	21,678,498

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	204,480	636	205,116
	1 議会費	204,480	636	205,116
2	総務費	2,593,127	381,677	2,974,804
	1 総務管理費	2,057,710	364,741	2,422,451
	2 徴税費	302,547	5,489	308,036
	3 戸籍住民基本台帳費	112,883	11,237	124,120
	4 選挙費	65,402	△41	65,361
	5 統計調査費	28,932	64	28,996
	6 監査委員費	25,653	187	25,840
3	民生費	6,160,369	194,361	6,354,730
	1 社会福祉費	2,885,898	191,417	3,077,315
	2 児童福祉費	2,877,713	2,685	2,880,398
	3 生活保護費	396,417	259	396,676
4	衛生費	3,595,970	1,837	3,597,807
	1 保健衛生費	660,801	1,481	662,282
	2 清掃費	1,872,309	356	1,872,665
5	労働費	78,596	0	78,596
	1 労働諸費	78,596	0	78,596
6	農林水産業費	205,714	△3,737	201,977
	1 農業費	200,081	△3,737	196,344
7	商工費	565,941	620	566,561
	1 商工費	565,941	620	566,561
8	土木費	2,399,800	△56,819	2,342,981
	1 土木管理費	101,545	411	101,956
	2 道路橋梁費	376,264	△35,264	341,000
	3 河川費	95,744	55	95,799

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 都市計画費	1,626,642	△14,402	1,612,240
	5 住宅費	178,016	281	178,297
	7 港湾費	21,589	△7,900	13,689
9	消防費	1,140,094	175,683	1,315,777
	1 消防費	1,140,094	175,683	1,315,777
10	教育費	2,047,995	△13,591	2,034,404
	1 教育総務費	439,573	△3,959	435,614
	2 小学校費	258,030	386	258,416
	3 中学校費	251,017	879	251,896
	4 幼稚園費	444,595	△2,148	442,447
	6 社会教育費	367,683	△3,125	364,558
	7 保健体育費	287,097	△5,624	281,473
	歳 出 合 計	20,997,831	680,667	21,678,498

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成 27 年度民間保育園等施設整備事業	平成 28 年度～平成 46 年度	1,747
合 計		1,747

第3表 地方債補正

(1) 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾施設等管理運営事業	10,100	証書借入等	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
減収補てん債	500,000			
合 計	510,100			

(2) 変更

(単位 千円)

起債の 目的	変更前			変更後			償還の 方法
	限度額	起債の 方法	利率	限度額	起債の 方法	利率	
道路整備 事業	49,400	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	26,800	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことができ る。
新所原駅 周辺まち づくり事 業	202,000			148,700			
地震対策 事業	38,600			33,200			
新居小学 校体育館 天井落下 防止事業	26,200			8,400			
新居中学 校武道場 天井落下 防止事業	29,400			9,700			

第4表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	業務システム保守業務	14,000
	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付事務	17,476
3 民生費	1 社会福祉費	年金生活者等支援臨時福祉給付事業	143,709
4 衛生費	1 保健衛生費	市営火葬場法面復旧事業	12,320
8 土木費	2 道路橋梁費	大森新道線道路改良事業	20,000
	3 河川費	(準)一の宮川河川改修事業	31,350
	4 都市計画費	新所原駅周辺まちづくり事業	43,000
合 計			281,855

議案第 22 号

平成 27 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 69,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,588,329 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	1,448,330	△2,450	1,445,880
	1 国民健康保険税	1,448,330	△2,450	1,445,880
9	繰入金	314,005	49,575	363,580
	1 他会計繰入金	242,005	49,575	291,580
10	繰越金	68,029	22,175	90,204
	1 繰越金	68,029	22,175	90,204
	歳 入 合 計	6,519,029	69,300	6,588,329

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	4,026,374	30,000	4,056,374
	1 療養諸費	3,553,000	13,000	3,566,000
	2 高額療養費	445,522	17,000	462,522
11	諸支出金	9,006	39,300	48,306
	1 償還金及び還付加算金	6,676	39,300	45,976
	歳 出 合 計	6,519,029	69,300	6,588,329

議案第 23 号

平成 27 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 27 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,914 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,794,419 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	財産収入	57	79	136
	1 財産運用収入	57	79	136
8	繰越金	47,699	1,360	49,059
	1 繰越金	47,699	1,360	49,059
9	諸収入	15,602	475	16,077
	4 雑入	15,601	475	16,076
	歳 入 合 計	3,792,505	1,914	3,794,419

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	56,519	556	57,075
	2 介護認定費	22,069	556	22,625
4	地域支援事業費	92,189	1,279	93,468
	1 地域支援事業費	92,189	1,279	93,468
5	基金積立金	57	79	136
	1 基金積立金	57	79	136
	歳 出 合 計	3,792,505	1,914	3,794,419

議案第 24 号

平成 27 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第 2 号）

平成 27 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 410 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 574,382 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	126,641	△410	126,231
	1 一般会計繰入金	126,641	△410	126,231
	歳 入 合 計	574,792	△410	574,382

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	43,079	△1,896	41,183
	1 総務管理費	42,206	△1,896	40,310
2	広域連合納付金	530,139	1,486	531,625
	1 広域連合納付金	530,139	1,486	531,625
	歳 出 合 計	574,792	△410	574,382

議案第 25 号

平成 27 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 27 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 445 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,741,077 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	繰入金	862,114	445	862,559
	1 一般会計繰入金	862,114	445	862,559
	歳 入 合 計	1,740,632	445	1,741,077

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	事業費	1,025,826	445	1,026,271
	2 事業費	678,346	445	678,791
	歳 出 合 計	1,740,632	445	1,741,077

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1	事業費	管渠整備事業	9,000
	合 計		9,000

議案第 26 号

平成 27 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 27 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 平成 27 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,151,135 千円	351 千円	1,151,486 千円
第 1 項 営業費用	1,065,535 千円	351 千円	1,065,886 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 467,034 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 467,169 千円」に、「建設改良積立金 144,054 千円」を「建設改良積立金 144,189 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	479,800 千円	135 千円	479,935 千円
第 1 項 建設改良費	315,684 千円	135 千円	315,819 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 5 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	108,146 千円	486 千円	108,632 千円

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

議案第 27 号

平成 27 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 27 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 平成 27 年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 病院事業収益	3,457,043 千円	220 千円	3,457,263 千円
第 2 項 医業外収益	599,508 千円	220 千円	599,728 千円
	支 出		
第 1 款 病院事業費用	3,773,960 千円	△6,675 千円	3,767,285 千円
第 1 項 医業費用	3,633,720 千円	△6,662 千円	3,627,058 千円
第 2 項 医業外費用	136,179 千円	△13 千円	136,166 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,861,352 千円	△6,675 千円	1,854,677 千円

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

議案第 28 号

平成 28 年度湖西市一般会計予算

平成 28 年度湖西市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,830,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1 市税		10,966,125
	1 市民税	4,638,747
	2 固定資産税	5,451,476
	3 軽自動車税	143,641
	4 市たばこ税	354,859
	6 都市計画税	377,402
2 地方譲与税		224,000
	1 地方揮発油譲与税	60,000
	2 自動車重量譲与税	164,000
3 利子割交付金		10,000
	1 利子割交付金	10,000
4 配当割交付金		53,000
	1 配当割交付金	53,000
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000
6 地方消費税交付金		1,211,000
	1 地方消費税交付金	1,211,000
7 ゴルフ場利用税交付金		18,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	18,000
8 自動車取得税交付金		59,000
	1 自動車取得税交付金	59,000
9 地方特例交付金		40,000
	1 地方特例交付金	40,000
10 地方交付税		860,000
	1 地方交付税	860,000
11 交通安全対策特別交付金		12,000

款	項	金額
		千円
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
12	分担金及び負担金	149,949
	2 負担金	149,949
13	使用料及び手数料	549,978
	1 使用料	412,595
	2 手数料	137,383
14	国庫支出金	2,816,788
	1 国庫負担金	1,685,644
	2 国庫補助金	1,093,956
	3 委託金	37,188
15	県支出金	1,117,805
	1 県負担金	674,974
	2 県補助金	336,236
	3 委託金	106,595
16	財産収入	39,018
	1 財産運用収入	19,118
	2 財産売払収入	19,900
17	寄附金	600,160
	1 寄附金	600,160
18	繰入金	938,218
	1 基金繰入金	938,204
	2 特別会計繰入金	14
19	繰越金	500,000
	1 繰越金	500,000
20	諸収入	367,559
	1 延滞金	11,794

款	項	金額
		千円
	2 市預金利子	117
	3 貸付金元利収入等	47,002
	4 受託事業収入	367
	5 収益事業収入	131,341
	6 雑入	176,938
21 市債		1,247,400
	1 市債	1,247,400
	歳 入 合 計	21,830,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議会費		188,989
	1 議会費	188,989
2 総務費		2,797,441
	1 総務管理費	2,271,040
	2 徴税費	322,744
	3 戸籍住民基本台帳費	106,351
	4 選挙費	61,276
	5 統計調査費	9,841
	6 監査委員費	26,189
3 民生費		6,203,020
	1 社会福祉費	2,924,684
	2 児童福祉費	2,885,525
	3 生活保護費	392,470
	4 災害救助費	341
4 衛生費		3,504,642
	1 保健衛生費	703,437
	2 清掃費	1,740,048
	3 環境対策費	43,757
	4 病院費	1,017,400
5 労働費		80,108
	1 労働諸費	80,108
6 農林水産業費		218,286
	1 農業費	212,413
	2 林業費	3,362
	3 水産業費	2,511
7 商工費		568,584

款	項	金額
		千円
	1 商工費	568,584
8 土木費		3,141,688
	1 土木管理費	105,331
	2 道路橋梁費	344,393
	3 河川費	58,370
	4 都市計画費	2,501,616
	5 住宅費	100,526
	7 港湾費	31,452
9 消防費		1,415,182
	1 消防費	1,415,182
10 教育費		2,025,773
	1 教育総務費	434,096
	2 小学校費	252,130
	3 中学校費	217,922
	4 幼稚園費	472,984
	6 社会教育費	362,699
	7 保健体育費	285,942
11 災害復旧費		1,970
	1 農林水産業施設災害復旧費	410
	2 公共土木施設災害復旧費	1,560
12 公債費		1,634,317
	1 公債費	1,634,317
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		21,830,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成 28 年度コンピュータシステムリース料 (19 件)	平成 29 年度～平成 33 年度	599,646
平成 28 年度事務機器等リース料 (35 件)	平成 29 年度～平成 33 年度	9,183
平成 28 年度車両リース料 (3 件)	平成 29 年度～平成 34 年度	13,142
岡崎中学校給食業務	平成 29 年度～平成 31 年度	40,365
平成 28 年度LED道路照明灯リース料	平成 29 年度～平成 38 年度	88,128
資源リサイクル用選別作業・保管施設リース料	平成 29 年度～平成 37 年度	43,215
津波避難施設整備事業	平成 29 年度	170,000
平成 28 年度湖西市土地開発公社事業資金による公共用地取得事業	平成 29 年度	32,158千円 と諸経費及 び利子相当 額

第3表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
衛生プラント施設改修事業	288,200	証書借入等	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては 当該見直し 後の利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政の都合によ り償還期限を 短縮し、若し くは繰上償還 又は低利に借 り換えること ができる。
道路整備事業	46,100			
河川等整備事業	4,800			
道路整備事業(街路)	3,200			
新所原駅周辺まちづくり事業	500,000			
港湾事業	25,300			
地震対策事業	66,000			
常備消防事業	103,400			
小学校施設整備事業	10,400			
臨時財政対策債	200,000			
計	1,247,400			

平成 28 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

平成 28 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,636,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険税	1,361,752
	1 国民健康保険税	1,361,752
2	使用料及び手数料	267
	1 手数料	267
3	国庫支出金	1,030,190
	1 国庫負担金	915,847
	2 国庫補助金	114,343
4	療養給付費等交付金	295,697
	1 療養給付費等交付金	295,697
5	前期高齢者交付金	1,940,814
	1 前期高齢者交付金	1,940,814
6	県支出金	283,544
	1 県負担金	38,699
	2 県補助金	244,845
7	共同事業交付金	1,327,830
	1 共同事業交付金	1,327,830
8	財産収入	47
	1 財産運用収入	47
9	繰入金	336,509
	1 他会計繰入金	293,509
	2 基金繰入金	43,000
10	繰越金	50,000
	1 繰越金	50,000
11	諸収入	9,350
	1 延滞金	5,373
	2 加算金	2

款	項	金 額
	3 国民健康保険事業特別会計預金利子	千円 1
	4 雑入	3,974
歳 入 合 計		6,636,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 17,140
	1 総務管理費	11,504
	2 徴税費	5,303
	3 運営協議会費	333
2 保険給付費		4,111,533
	1 療養諸費	3,628,870
	2 高額療養費	453,150
	3 出産育児諸費	25,213
	4 葬祭諸費	4,150
5 移送費	150	
3 後期高齢者支援金等		803,836
	1 後期高齢者支援金等	803,836
4 前期高齢者納付金等		856
	1 前期高齢者納付金等	856
5 老人保健拠出金		34
	1 老人保健拠出金	34
6 介護納付金		280,388
	1 介護納付金	280,388
7 共同事業拠出金		1,342,410
	1 共同事業拠出金	1,342,410
8 保健事業費		64,754
	1 保健事業費	11,239
	2 特定健康診査等事業費	53,515
9 基金積立金		47
	1 基金積立金	47
10 公債費		40

款	項	金 額
	1 公債費	千円 40
11 諸支出金		4,962
	1 償還金及び還付加算金	4,961
	2 繰出金	1
12 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	6,636,000

平成 28 年度湖西市介護保険事業特別会計予算

平成 28 年度湖西市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,913,617 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	介護保険料	932,126
	1 介護保険料	932,126
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	787,925
	1 国庫負担金	654,027
	2 国庫補助金	133,898
4	支払基金交付金	1,055,489
	1 支払基金交付金	1,055,489
5	県支出金	561,187
	1 県負担金	534,276
	3 県補助金	26,911
6	財産収入	124
	1 財産運用収入	124
7	繰入金	553,315
	1 一般会計繰入金	531,130
	2 基金繰入金	22,185
8	繰越金	2
	1 繰越金	2
9	諸収入	23,439
	1 延滞金	1
	4 雑入	23,438
	歳入合計	3,913,617

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	43,714
	1 総務管理費	18,448
	2 介護認定費	25,266
2	介護給付費	3,673,817
	1 介護サービス等諸費	3,673,817
4	地域支援事業費	184,627
	1 地域支援事業費	184,627
5	基金積立金	124
	1 基金積立金	124
6	公債費	123
	1 公債費	123
7	諸支出金	1,212
	1 償還金及び還付加算金	1,211
	2 繰出金	1
8	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	3,913,617

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成 28 年度コンピュータシステムリース料 (1件)	平成 29 年度	225

議案第 31 号

平成 28 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 28 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 579,456 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 465,729
	1 保険料	465,729
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 繰入金		111,764
	1 一般会計繰入金	111,764
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,952
	1 延滞金	1
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,950
	3 預金利子	1
	歳 入 合 計	579,456

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 20,403
	1 総務管理費	19,370
	2 徴収費	1,033
2 広域連合納付金		557,091
	1 広域連合納付金	557,091
3 諸支出金		1,962
	1 償還金及び還付加算金	1,950
	2 繰出金	12
	歳 出 合 計	579,456

平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計予算

平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,610,596 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	26,726
	1 負担金	26,726
2	使用料及び手数料	270,983
	1 使用料	270,863
	2 手数料	120
3	国庫支出金	110,000
	1 国庫補助金	110,000
5	繰入金	882,233
	1 一般会計繰入金	882,233
6	繰越金	30,250
	1 繰越金	30,250
7	諸収入	6,404
	1 雑入	6,404
8	市債	284,000
	1 市債	284,000
	歳 入 合 計	1,610,596

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	事業費	870,479
	1 業務費	362,600
	2 事業費	507,879
2	公債費	739,117
	1 公債費	739,117
3	予備費	1,000
	1 予備費	1,000
	歳 出 合 計	1,610,596

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
企業会計移行業務委託	平成 29 年度	7,213
新居浄化センター運転管理業務委託	平成 29 年度～平成 30 年度	81,519
有毒ガス検知器リース料	平成 29 年度～平成 32 年度	286
下水道台帳システム GIS サーバーリース料	平成 29 年度～平成 33 年度	1,458

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	284,000	証書借入等	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	284,000			

議案第 33 号

平成 28 年度湖西市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 28 年度湖西市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする

(1) 給 水 戸 数		25,200 戸
(2) 年 間 総 配 水 量		7,165,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量		19,630 m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事他	布設延長 5,514m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益		1,235,502 千円
第 1 項 営 業 収 益		1,124,715 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		110,767 千円
第 3 項 特 別 利 益		20 千円
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費 用		1,131,825 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,058,770 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		72,025 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,030 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 560,182 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,480 千円、当年度分損益勘定留保資金 320,234 千円及び建設改良積立金 212,468 千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		11,166 千円
第2項 固定資産売却代金		10 千円
第4項 補 助 金		0 千円
第5項 その他資本的収入		11,156 千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		571,348 千円
第1項 建設改良費		403,850 千円
第2項 企業債償還金		167,498 千円
第3項 開 発 費		0 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 108,740 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、13,065 千円と定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

議案第 34 号

平成 28 年度湖西市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 28 年度湖西市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	200床
(2) 年間入院患者数	32,485人
1日平均患者数	89人
(3) 年間外来患者数	92,826人
1日平均患者数	382人
(4) 主要な建設改良事業 医療器械等購入	85,149千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病院事業収益			3,407,907 千円
第 1 項 医業収益			2,690,483 千円
第 2 項 医業外収益			717,411 千円
第 3 項 特別利益			13 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用			3,834,718 千円
第 1 項 医業費用			3,702,760 千円
第 2 項 医業外費用			127,907 千円
第 3 項 特別損失			3,051 千円
第 4 項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 38,170 千円は、建設改良積立金で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		395,036 千円
第1項 企業債		85,100 千円
第2項 負担金		191,101 千円
第3項 補助金		118,833 千円
第4項 固定資産売却代金		1 千円
第5項 寄附金		1 千円
	支	出
第1款 資本的支出		433,206 千円
第1項 建設改良費		123,271 千円
第2項 企業債償還金		309,935 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成 28 年度管理備品リース料	平成 29 年度～平成 32 年度	19,536 千円
卓上型採血管準備装置リース料	平成 29 年度～平成 33 年度	3,113 千円
臨床用ポリグラフ装置リース料	平成 29 年度～平成 33 年度	17,496 千円
自動体外式除細動器リース料	平成 29 年度～平成 32 年度	518 千円
病院給食業務委託 (加工費)	平成 29 年度～平成 30 年度	117,467 千円
設備機器運転管理業務委託	平成 29 年度～平成 30 年度	73,794 千円
洗濯及びリネン管理業務委託	平成 29 年度～平成 30 年度	18,309 千円
施設設備保守点検監理業務委託	平成 29 年度～平成 30 年度	31,905 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械備品 購入事業	85,100 千円	証書借入等	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は200,000千円とする

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 1,949,390 千円 |
| (2) 交際費 | 704 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、559,619千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、561,796千円と定める。

平成28年2月19日提出

湖西市長 三 上 元